所得の申告は、大事な税金の手続きです！

住民税及び国民健康保険税の申告が始まります

申告受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)

所得税の確定申告も、同じ日程で受け付けます。

阿蘇市税条例第36条の２の規定に基づき、平成18年１月１日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、３月15日までに申告をしなければなりません。

申告をしなかった場合は、課税証明書等の発行が受けられなかったり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります。

申告について、わからないことがありましたら市役所税務課までお尋ねください。

問合せ先：阿蘇市役所税務課　市民税係
Tel：２２－３１４８

◆申告が必要な方
○営業・農業などの事業収入や不動産収入がある方
○給与所得が２ヵ所以上からあり、年末調整をしなかった方
○報酬・料金・契約金、賞金等の支払を受けた方
○医療費控除等の控除を受ける方
○肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける方

◆申告に必要なもの
①印鑑
②平成17年分の所得の計算に必要なもの
○給与収入・年金収入がある方は「源泉徴収票」
○農業所得・営業所得・不動産所得がある方は「収支内訳書」「帳簿」「通帳」「領収書」等、
○個人年金や生命保険の満期や解約があった(一時所得)方は「返戻金通知書」等
○土地や建物、山林等の資産を売買・収用された(譲渡所得)方は「契約書」や「証明書」等

※営業や農業等の事業所得者の方は、所得の計算に必要なものが揃っていない場合、申告の受付ができないこともありますので、ご注意下さい。

③所得控除の計算に必要なもの
(すべて平成17年中に支払ったもの)
○本人又は生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費の領収書
○国民年金保険料や国民年金基金掛金の控除証明書
○国民健康保険税や介護保険料、農業者年金保険料の領収書
○支払った一般の生命保険料及び個人年金保険料の控除証明書
○支払った損害保険料の控除証明書
○本人又は生計を一にする配偶者や親族の心身に障害のある方を証明するもの(障害者手帳等)

※各健康保険から発行される「医療費のお知らせ」は、医療費の支払証明書にはなりません。必ず医療機関が発行した「領収書」を持参してください。

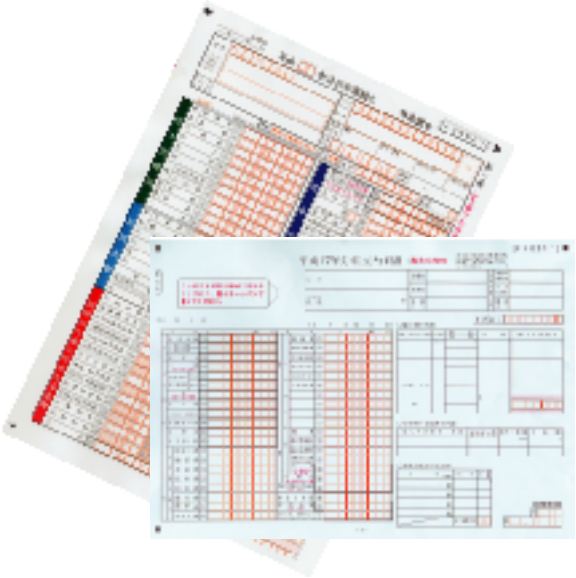

申告受付巡回日程

受付時間：9：00～16：00

月　日	会　場	対　象　地　区
2月16日(木)	波野支所 西側会議室	楢木野・赤仁田・坂の上・遊雀・滝水
2月17日(金)		小園・小地野・笹倉・大道・立塚・横堀・中道・山崎・仁田水・中江
2月20日(月)	本庁　北側別館会議室	町1・2区・北1・2区・東1区・片隅
2月21日(火)		東2・3区・西1・2区・桜町
2月22日(水)		西3区・古神1・2・3区・古閑
2月23日(木)		分1・2・3区・塩塚・福岡
2月24日(金)		神石・上町・東仲町・西仲町・下町・福原・馬場・西井手・西下原・荻の草・舞谷
2月27日(月)		豆札・古城1・2・3の1・3の2・4区・原口
2月28日(火)		中原・上西河原・下西河原・上東下原・下東下原・西町・竹原
3月1日(水)		古城5の1・5の2・6・7区・上井手・下井手
3月2日(木)	内牧支所　西側別館会議室	内牧1・2・3・4・5区・山田
3月3日(金)		小里・南宮原・湯浦・深葉・折戸・宇土・浜川・原の口
3月6日(月)		成川・西湯浦・西小園・鷲の石・小倉・西小倉
3月7日(火)		小池・黒流町・今町・下の原・小野田町・本村・東黒川
3月8日(水)		新村・茗ヶ原・道尻・下役犬原・上役犬原・坊中・上西黒川
3月9日(木)		蔵原・南黒川・元黒川・下西黒川・黒川千丁・車帰
3月10日(金)		北黒川・乙姫・狩尾2区
3月13日(月)		永草・狩尾1・3区・跡ヶ瀬
3月14日(火)		枳・赤水・的石
3月15日(水)		予備日

※会場の混雑が予想されますので、できるだけ指定した日にお越しいただきますようお願いします。
また、申告期間中、各支所では指定した日以外の受付はできませんので、あらかじめご了承下さい。

税務署からのお知らせ

●税務署の確定申告会場が変りました

阿蘇税務署内には、確定申告会場を開設しておりませんので、「確定申告センター」をご利用下さい。

=確定申告センター開設日程=

開設期間	時　間	会　場
2月16日(木)～3月15日(水) ※土曜・日曜・祝日を除きます	9：00～16：00	NTT西日本一の宮ビル1階 (阿蘇税務署向かい側)

ご注意下さい
◎来場される際は、印鑑と関係書類をご持参ください。
◎消費税に関しては、3月31日(金)まで開設しています。
◎駐車場は、阿蘇税務署内をご利用下さい。

●申告の提出は、郵送等でOK！

阿蘇税務署の閉庁日(土曜・日曜・祝日)は、申告書の受付を行っていませんが、郵送等または、税務署の時間外収受箱に投函することで、申告書を提出できます。

問合せ先：阿蘇税務署　Tel：22-0551